

《使用料（常呂町野球場）》

【専用使用（1時間）】

10人以上で構成される団体が施設を専用して使用する時、申請書の提出が必要です。

区 分	使 用 料
一 般	600円
学 生	300円

※学生とは、大学生以下の者をいう。

※アマチュアスポーツ以外の目的、入場料等を徴収する場合は、使用料の計算が上記の表と異なりますので、別途事務所窓口（生涯学習課）へお問い合わせください。